社会福祉法人開成町社会福祉協議会

生活援助ヘルパー派遣事業実施要項

（目　的）

第１条　この要項は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が高齢者世帯等に対して、軽易な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続を可能にするため、生活援助ヘルパー派遣事業（以下「サービス」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象）

第２条　利用対象者は、町内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する方で、日常生活上の援助を必要とする方（以下「対象者」という。）とする。

（1）　おおむね 65 歳以上の高齢者のみの世帯

（2）　おおむね 65 歳以上の昼間独居の方

（3）　障害をお持ちの方

（4）　子育て中の世帯（妊娠～出産後１年未満）

（5）　前項に定めるもののほか、特別な理由があり、会長が必要と認めた者

（サービスの内容）

第３条　サービスの内容は、次に掲げるもののうち対象者に必要と認められるものとする。

（1）　食材・生活用品等の買い物

（2）　食事に関する調理・調理指導

（3）　家屋内の清掃・整理・整頓

（4）　洗濯

（5）　その他の軽易な日常生活上の援助

（利用日等）

第４条　サービスの利用日は、原則として次にあげる日以外とする。但し、特別な理由があり、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（1）土曜・日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（3）12 月 29 日から翌年１月３日（前号にあげる日を除く）

（4）前項に定めるもののほか、特別な理由があり、会長が認めた日

２　サービスの時間及び頻度は、原則として１回当たり２時間以内で行うものとし、平常の援助にあっては週２回計４時間を上限としてこれを行う。清掃については原則として１回あたり１時間以内とする。サービス内容によっては複数体制で援助を行うことができる。

（利用登録の申請）

第５条　サービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「生活援助ヘルパー派遣事業利用申請書（第１号様式）」を会長に提出するものとする。

（利用登録事項の変更）

第６条　会長は、前条の規定による申請があったときは、その申請内容等を調査・審査し、援助の要否を決定し、「生活援助ヘルパー派遣事業利用登録承認決定（変更・却下）通知書（第２号様式）」によりその旨を申請者に通知するものとする。

（利用登録事項の変更）
第７条　前条の規定により援助の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた事項を変更するときは第５条と同様とする。
（モニタリングの実施）
第８条　本会は、利用者の意向・生活状況・身体機能の変化等を毎月１回以上利用者より把握するとともに、サービス内容の必要性及び妥当性を調査して、利用登録事項の見直しを行うものとする。
２　モニタリングを実施した場合は、その内容を会長に報告するものとする。
３　利用登録事項の見直しが必要な場合は、本会は利用者と調整して変更するものとする。
（利用料金）
第９条　利用料金は、別表のとおりとする。
２　本会は毎月 1 日から末日締めで請求書を作成し、翌月 15 日までに利用者に送付するものとする。
３　利用者は、次にあげる各号のいずれかで利用料金を支払うものとする。
（1）現金（本会に持参）
（2）現金（集金）
（3）振り込み（さがみ信用金庫　開成町支店　普通預金№0062292）
（利用及び利用登録の取り消し）
第 10 条　利用者が利用及び利用登録の取り消しをする場合は、本会に速やかに連絡するものとする。
２　会長は何らかの理由により援助を続けることが適当でないと判断した場合においては、その旨を利用者へ通知し、取り消すことができる。
３　会長は自然災害等の事由により援助することが不可能な場合においては決定を取り消すことができる。
（事故賠償責任）
第 11 条　サービス実施中に、本会に相当な過失が認められる事故等が生じた場合、本会は福祉サービス総合補償の補償範囲以内で、責任を負うものとする。
（委任）
第 12 条　この要項に定めるもののほか、サービスに関して必要な事項は会長が別に定める。

附　則
（施行期日）
この要項は、平成 19 年４月１日から施行する。
附　則
この要項は、平成 20 年７月１日から施行する。
附　則
この要項は、平成 21 年４月１日から施行する。
附　則
この要項は、平成 21 年 10 月１日から施行する。
附　則

この要項は、平成 24 年４月１日から施行する。
附　則
この要項は、平成 26 年４月１日から施行する。
附　則
この要項は、平成 28 年９月１日から施行する。
附　則
この要項は、平成 30 年４月１日から施行する。
附　則
この要項は、平成 31 年４月１日から施行する。
附　則
この要項は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この要項は、令和４年４月１日から施行する。

生活援助ヘルパー派遣事業【別表】（第９条　利用料金）≪令和４年４月１日より適用≫

※第２条（1）～（4）に該当するもの

派遣時間		料　金　（会員）	料　金　（非会員）
～　30 分		780	1,170
～　60 分		1,560	2,340
～　90 分		2,340	3,510
～　120 分		3,120	4,680
キャンセル料金	前日まで（1 回）	0	0
	当日　　（1 回）	1,040	1,040

●非会員の場合は、会員（一般世帯会員・賛助会員）料金の 150%で算出する。

●複数人数の派遣の場合は、料金×人数で算出する。

※第２条（5）に該当するもの（特別な理由があり、会長が必要と認めた者）

派遣時間		料　金　（会員）	料　金　（非会員）
～　30 分		1,170	1,755
～　60 分		2,340	3,510
～　90 分		3,510	5,265
～　120 分		4,680	7,020
キャンセル料金	前日まで（1 回）	0	0
	当日　　（1 回）	1,040	1,040

●非会員の場合は、会員（一般世帯会員・賛助会員）料金の 150%で算出する。

●複数人数の派遣の場合は、料金×人数で算出する。

第１号様式（第５条関係）

生活援助ヘルパー派遣事業利用登録申請書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人開成町社会福祉協議会長　　様

住　所

申請者　氏　名

電　話

利用対象者との続柄

生活援助ヘルパー派遣事業の利用登録について次のとおり申請します。

利用対象者	ふりがな 氏　　名		性別	男・女
	住　　所	開成町　　（地区　　）電話		
	生年月日	昭・平　　年　　月　　日生　（満　　歳）		
	会員種別	□会員　　□非会員		
	世帯区分	□独居高齢者　□高齢者のみ世帯　□障害　□子育て □その他（　　）		
	申請理由			
	身障手帳	□なし　　□あり（　　種　　級）		
	介護認定	□申請していない　　□申請中　　□非該当 □該当→→→要支援　１・２　／　要介護　１・２・３・４・５		
	緊急連絡先	（氏名）　　（電話番号） 利用対象者との続柄（　　）		
サービスの希望内容		派遣回数　週当　　時間×　　回　希望曜日／　月　火　水　木　金		
		開始年月日　　年　　月　　日（　）		
		主な業務内容		
利用料請求先		□申請者へ請求 □利用者へ請求 □その他へ請求　請求先：〒 氏名　　（利用者との続柄） 電話番号		
備　考（家族構成・障がい者手帳の有無等・居宅介護支援事業所）				

第２号様式（第６条関係）

生活援助ヘルパー派遣事業利用登録承認（不承認）決定通知書

令和　　年　　月　　日

様

社会福祉法人開成町社会福祉協議会
会　　長　　菊　川　敬　人

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった生活援助ヘルパー派遣事業の利用登録について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分		□　承認する（会員・非会員）　　□承認しない		
対象者	ふりがな 氏　　名		性別	
	住　　所	開成町　　（　　地区）		
	電　　話			
	生年月日	昭・平　　年　　月　　日生　(満　　歳)		
	世帯区分	1．独居高齢者　2．高齢者のみの世帯　3．障害　4.子育て 5．その他（　　）		
サービスの内容	派遣回数	時間×　　回		
	利用曜日	月　　火　　水　　木　　金		
	利用開始	令和　　年　　月　　日（終了予定：令和　　年　　月　　日）		
利用料金		1 時間あたり　　円（裏面「利用料金表」のとおり）		
承認しない理由				
備　考				